

# 令和7年度茨城県フリースクール連携推進事業（運営費補助）実施要領

## 1 趣旨

学校以外の場において学習支援等を行うフリースクールに対する運営費補助を実施することにより、義務教育段階における不登校児童生徒の教育機会の確保及び社会的自立の促進を図る。

## 2 事業対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

## 3 事業の実施方法

令和7年度茨城県フリースクール連携推進事業費補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。

## 4 補助事業の内容

### (1) 補助対象

補助要件を満たしたフリースクールを補助対象とする。

### (2) 補助対象経費

フリースクールを運営するに当たり必要な経費（通所している児童生徒の支援に係る人件費、フリースクールとして児童生徒が使用する施設・建物の賃借料及び管理費、教材費、図書購入費、事務用品費、その他児童生徒を支援するために必要な経費）

### (3) 補助率及び補助限度額

補助率は、補助対象経費の実支出額の2分の1以内（1,000円未満切り捨て）とする。

補助額は、1施設あたり年間1,000,000円を限度とする。

予算の範囲内において補助金を交付するものとする。予算を超えた申請があった場合には、総合的に判断して補助額を決定する。

### (4) 補助要件

ア 県内に所在すること

イ 不登校児童生徒に対する相談・指導に関し、深い理解と知識又は経験を有し、一定の社会的信用を有していること

ウ 不登校児童生徒やその家庭を支援するために、相談・指導の状況等を定期的に連絡し、情報共有を図るなど、学校と十分な連携・協力関係を構築していること

エ 児童生徒の在籍校において、指導要録上出席扱いと認められている通所者がいること

オ 通所者が3名以上いること（生計を共にしている児童生徒は除く）

カ 個人の状況に応じた相談・指導が行われていること

キ 指導に必要な職員を複数人有していること

ク 不登校児童生徒の相談・指導を実施するに当たって支障のない程度の施設・設備を有していること

ケ 週3日以上及び市町村立学校と同様の時間帯に開設していること

コ フリースクールの運営にあたり、補助額の1/2以上の自己資金や民間企業等からの寄付金、借入金等を充当し、フリースクールを運営していること

サ 茨城県教育委員会が主催する連絡協議会に参加すること

シ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと

ス 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体でないこと

セ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員の統制下にある団体でないこと

ソ 国又は地方公共団体から、本事業以外の補助金の交付を受けていないこと

## 5 申請方法

### (1) 提出書類

ア	運営費補助金交付申請書（様式第1号）
イ	実施計画書（様式第2号）
ウ	収支予算書（様式第3号）
エ	事業に係る調査票（様式第12号）
オ	運営費補助受給に係る申立書（様式第13号）
カ	法人登記簿の写し又は登記事項証明書 ※法人の場合に限る。
キ	納税証明書（国税及び地方税）
ク	施設の事業内容が確認できるパンフレット、案内チラシ等
ケ	学校と連携している書類の写し（直近のもの1名分） ※個人情報に係る部分は黒塗りとする

### (2) 申請期限

令和7年6月30日（月）まで

### (3) 支払方法

概算払及び精算払

### (4) 提出方法及び提出先

電子メールにより書類を seitoshien1@pref.ibaraki.lg.jp に提出すること。

※カ、キに関しては、郵送で提出すること

### (5) 追加募集

申請状況に応じて、令和7年10月から11月に追加募集を実施する場合がある。

## 6 審査について

### (1) 書類審査

提出書類により、茨城県教育委員会が審査を行う。

### (2) 訪問調査

ア 運営費補助を申請したフリースクールに対して、茨城県教育委員会による訪問調査を実施する。

イ 日程等については、申請書等受理後に別途連絡する。

### (3) 審査結果の通知

交付決定通知書（様式第4-①号）又は不交付決定通知書（様式第4-②号）により通知する。

## 7 提出先及び問い合わせ先

茨城県教育庁学校教育部

生徒支援・いじめ対策推進室

〒310-8588 水戸市笠原町978番6（茨城県庁22階）

TEL 029-301-5229

E-mail seitoshien1@pref.ibaraki.lg.jp